

平成 30 年 3 月 15 日
国 土 交 通 省

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについての
一部改正案について

- 標記について、高速道路のSA・PA等を活用した高速乗合バスの中継輸送を促進するため、管理の受委託に係る制度の明確化を図るため、「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについて一部改正することとした。
併せて、その他所要の改正を行うこととした。

【改正の概要】

1. 受託営業所について

これまで、乗合バス委託型管理の受委託で委託者の保有車両を使用する場合、受託事業者は委託事業者営業所に受託営業所を併設し運行管理及び整備管理を実施することとしていたが、一の系統の一部を受委託する場合には、受託者が自ら行う営業所と同一敷地内に受託営業所を設置できることを明確化する。

併せて、一の系統の一部を受委託する場合には、委託者の営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（沖縄総合事務局にあっては陸運事務所。）に提出を求めることとする。

また、一の系統の一部を受委託する場合であって、受託者が自ら行う営業所と同一敷地内に受託営業所を設置することとする場合は、受託者が自ら行う運行管理者及び整備管理者は、受委託事業の運行管理者及び整備管理者を兼務できることを明確化する。また、運行管理者の選任数については、受委託事業のために使用する事業用自動車と受託者が自ら行う営業所が運行を管理する事業用自動車の合計数に応じることを明確化する。

2. その他

所要の改正を行う。

【改正スケジュール】

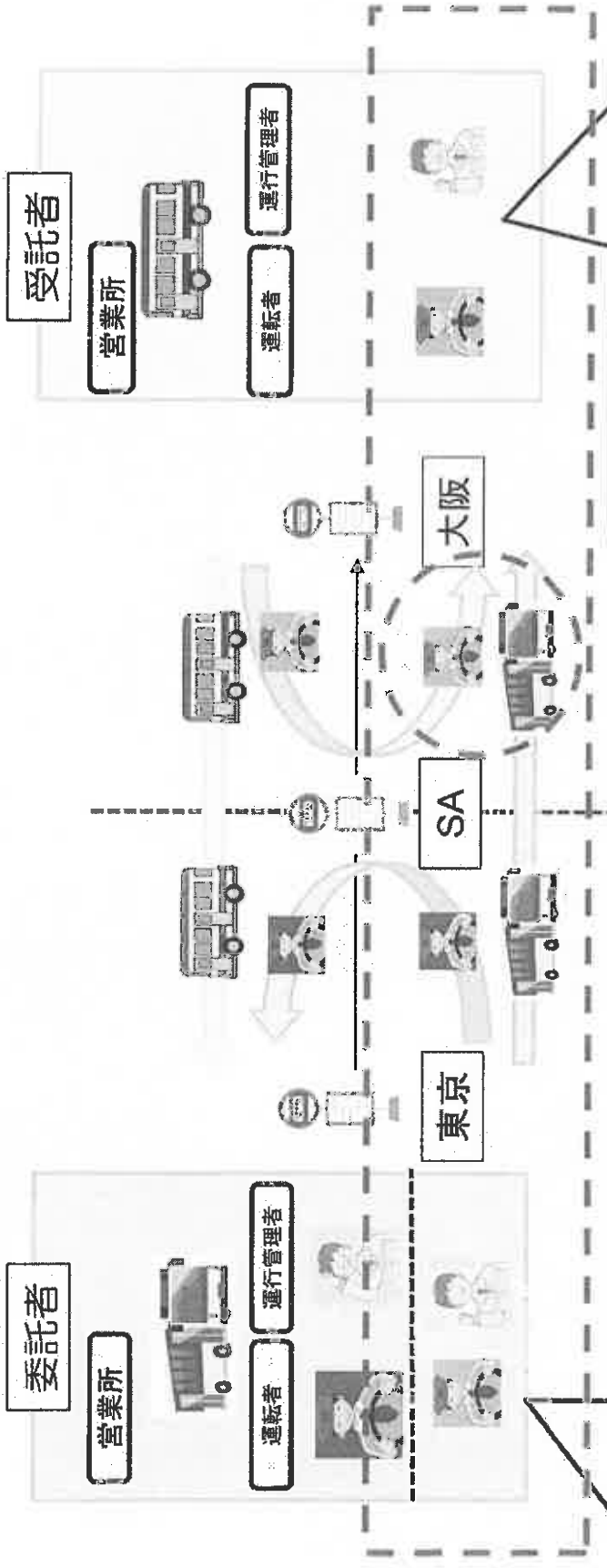
平成 30 年 3 月中



【高速乗合バス】乗合バス委託型管理の受委託

一部委託

委託者車両使用



(現行)
本来、受託者側の運行管理者は、受託運行便について、別途受託営業所を委託者側の委託運行便車両が所在する営業所に設置し、当該営業所から、点呼・日常点検等を行うこととなっている

(改正案)
運行系統の一部を委託する等、途中地点で車両を乗り換える運行については、受託者自らが運行を行う運送事業の営業所と、受託営業所が同一敷地内にある場合においては、その管理する車両の台数に応じて運行管理者の兼務を可能とし、受託者自らが運行を行う運送事業の営業所で委託運行の点呼、日常点検等を行うことができることを通達上明確にする

○「高速乗合バスの管理の受委託について（平成24年11月30日国自安第102号、国自旅第322号、国自整第147号）」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>国自安第102号 国自旅第322号 国自整第147号 平成24年11月30日 平成24年12月19日 平成25年10月1日 平成28年9月23日 <u>一部改正</u> <u>一部改正</u> <u>一部改正</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長</p>	<p>国自安第102号 国自旅第322号 国自整第147号 平成24年11月30日 平成24年12月19日 平成25年10月1日 平成28年9月23日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長</p>
<p>「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについて</p> <p>先般、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）を通過したところであるが、その細部取扱いを下記のとおりに定めることとする。</p> <p>なお、項目番号及び項目名は同通達のそれらによる。</p> <p>また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p>「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについて</p> <p>先般、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）を通過したところであるが、その細部取扱いを下記のとおりに定めることとする。</p> <p>なお、項目番号及び項目名は同通達のそれらによる。</p> <p>また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>
<p>記</p> <p>1. 1. ～ 9. (略)</p> <p>10. 申請手続き等 (1) (新設)</p> <p>1. 1. (略) ～ 1. 2. (略)</p> <p>附則 (略) 【別紙1】 1. ～ 2. (略)</p>	<p>記</p> <p>1. 1. ～ 9. (略)</p> <p>10. 申請手続き等 (1) (新設)</p> <p>1. 1. (略) ～ 1. 2. (略)</p> <p>附則 (略) 【別紙1】 1. ～ 2. (略)</p>

3. 受委託内容

(2)

- ・運行管理者及び整備管理者の選任予定者名及び当該選任予定者の運行管理者資格者証及び整備管理者の資格要件を証する書面の写し、委託者及び受託者の運行管理規程及び整備管理規程の添付を求めることとする。
- ・受託者は、委託者の事業を適確に遂行できるよう、委託者の運行管理規程及び整備管理規程と同等程度の内容のものを委託者に確認した上で制定し、委託者がその内容を確認したことを証する書類の添付を求めることとする。これを変更しようとするときは、管理の受委託に係る選任であることを届出書に明記させるものとする。
- ・運行管理者の特別講習の通知は、委託者に対して行い、委託者の責任で受講させるものとする。

・一の系統内の受託営業所を複数設置するときは、受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の営業所と同一敷地内に受託営業所を設置するときは、受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者及び整備管理者は、受託事業の運行管理者及び整備管理をそれぞれ兼務することとができることとする。運行管理者の選任数については、受託事業のために使用する事業用自動車と受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の営業所が運行を管理する事業用自動車の合計数に依ることとする。

(3) (略)

5. ～8. (略)

【別紙2】

1. ～8. (略)

9. 受委託に基づき使用する事業用自動車

(1)

- ・受委託に係る運行に使用する事業用自動車については、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号)第43条又は附則第3条に基づく基準の適用除外の認定を受けなければならないが、認定申請は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第41において、「基準適用除外の認定を受けようとする自動車を使用する事業用自動車運送事業者が行うものとする。」との規定により、委託者が行うものとする。この場合、申請先は受託営業所を管轄する運輸局長となる。
- ・受託者から委託者に対する指定自動車の報告書及び移動円滑化基準の適用除外認定書の添付を求め、化基準適用除外認定申請書の写しの添付を求めることとする。

・一般乗合旅客自動車運送事業(高速乗合バス事業)の用に供する事業用自動車と一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車との車両基準上の違いは別添1「乗合バス車両と貸切バス車両の基準上の違い」ととおり。

10. ～11. (略)

【別紙3】(略)

【別紙4】(略)

附 則 (平成24年12月19日 国土交通省令第122号、国土交通省令第172号)

本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則 (平成25年10月1日 国土交通省令第162号、国土交通省令第181号)

本取扱要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則 (平成28年9月23日 国土交通省令第76号、国土交通省令第101号)

本取扱要領は、平成28年9月23日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則 (平成30年 月 日 国土交通省 号、国土交通省 号)

本取扱要領は、平成30年 月 日以降に許可するものから適用するものとする。

3. 受委託内容

(2)

- ・運行管理者及び整備管理者の選任予定者名及び当該選任予定者の運行管理者資格者証及び整備管理者の資格要件を証する書面の写し、委託者及び受託者の運行管理規程及び整備管理規程の添付を求めることとする。
- ・受託者は、委託者の事業を適確に遂行できるよう、委託者の運行管理規程及び整備管理規程と同等程度の内容のものを委託者に確認した上で制定し、委託者がその内容を確認したことを証する書類の添付を求めることとする。これを変更しようとするときは、管理の受委託に係る選任であることを届出書に明記させるものとする。
- ・運行管理者の特別講習の通知は、委託者に対して行い、委託者の責任で受講させるものとする。

・一の系統内の受託営業所を複数設置するときは、受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の営業所と同一敷地内に受託営業所を設置するときは、受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者及び整備管理者は、受託事業の運行管理者及び整備管理をそれぞれ兼務することとができることとする。運行管理者の選任数については、受託事業のために使用する事業用自動車と受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の営業所が運行を管理する事業用自動車の合計数に依ることとする。

(3) (略)

5. ～8. (略)

【別紙2】

1. ～8. (略)

9. 受委託に基づき使用する事業用自動車

(1)

- ・受委託に係る運行に使用する事業用自動車については、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号)第43条又は附則第3条に基づく基準の適用除外の認定を受けなければならないが、認定申請は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第41において、「基準適用除外の認定を受けようとする自動車を使用する事業用自動車運送事業者が行うものとする。」との規定により、委託者が行うものとする。この場合、申請先は受託営業所を管轄する運輸局長となる。
- ・受託者から委託者に対する指定自動車の報告書及び移動円滑化基準の適用除外認定書の添付を求め、化基準適用除外認定申請書の写しの添付を求めることとする。

・一般乗合旅客自動車運送事業(高速乗合バス事業)の用に供する事業用自動車と一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車との車両基準上の違いは別添1「乗合バス車両と貸切バス車両の基準上の違い」ととおり。

10. ～11. (略)

【別紙3】(略)

【別紙4】(略)

附 則 (平成24年12月19日 国土交通省令第122号、国土交通省令第172号)

本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則 (平成25年10月1日 国土交通省令第162号、国土交通省令第181号)

本取扱要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則 (平成28年9月23日 国土交通省令第76号、国土交通省令第101号)

本取扱要領は、平成28年9月23日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則 (平成30年 月 日 国土交通省 号、国土交通省 号)

本取扱要領は、平成30年 月 日以降に許可するものから適用するものとする。